

第1回臨時会のあらまし

新型コロナウイルス感染症対策

補正予算など

第1回臨時会を5月13日に開きました。

市長から新型コロナウイルス対策に関連し、国民健康保険条例および後期高齢者医療に関する条例の一部改正、一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算が提案され、全て原案のとおり可決しました。また、1件の専決処分を承認しました。

一 一般会計の補正予算を可決しました。95億129

万6千円を追加し、総額406億68万1千円となりました。

追加された内容は、新型コロナウイルス感染症対策事業で、次のとおりです。

迅速かつ的確に家計へ支援を行うため、1人当たり一律10万円の給付を行うため、特別定額給付金給付事業費89億9213万1千円。

離職や廃業により住居を失った、または失う恐れがある人に支援を拡充するため、生活困窮者自立支援事業費654万1千円。

子育て世帯の生活を支援する観点から、児童手当を受給する世帯に対し、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費1億2873万2千円。

学校などの臨時休業および保育園などの登園自粛などの影響を受けている子育て世帯を市独自で支援するため、新型コロナウイルス感染症対策

子育て世帯応援給付金給付事業費1億3014万1千円。

愛知県緊急事態措置に基づく休業協力要請に全面的に協力した事業者に対する、新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業費2億4375万1千円。

国 国民健康保険条例の一部を改正する条例を可決

しました。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者などへの傷病手当金の支給に関する特例を定めるものです。

国 国民健康保険特別会計補正予算を可決しました。

500万円を追加し、総額80億4967万9千円となりました。

国民健康保険被保険者である被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなくなった場合の、傷病手当金支給事業費500万円。

後 期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を可決しました。愛

知県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者などに傷病手当金が支給されることに伴い、支給申請書の受付を本市が行う事務に追加するものです。



特別定額給付金の申請書を確認する職員